神戸市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地域において育児の援助を行いたい者と育児を受けたい者を会員として組織化し、会員相互の育児に関する援助活動（以下「相互援助活動」という。）に関する事務を行うファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）を実施することにより、仕事と育児の両立支援や児童の福祉の向上のための環境　　　整備を図るとともに、「すこやか子育て支援のまちづくり」に資することを目的とする。

（業務）

第２条　事業は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　会員の募集、登録その他の会員組織業務

　　(会員の登録に関しては、１年ごとに更新・整理すること)

(2)　相互援助活動の調整・把握等(事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。)

(3)　会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催

（回数については、年８回以上、実施場所は各区の状況に応じて開催すること。講習内容については、AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生法等の実習を含んだ緊急救命講習については援助を行う会員全員に対して必ず実施すること）

(4)　会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

(5)　子育て支援関連施設・事業(保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業等)との連絡調整

(6)　事業のPRおよび会員増加につながるような広報事業

(7)　会員獲得のための説明会の実施

(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

（ファミリー・サポート・センターの設置）

第３条　本部を神戸市内に１か所設置するものとする。

（職員）

第４条　事業を円滑に運営するため、アドバイザーを置く。

２　　アドバイザーは必要に応じ、会員の中からグループの世話役としてサブリーダーを選任することができる。

（会員）

第５条　会員は、事業の趣旨を理解し、第８条に規定する相互援助活動を行いたい者（以下「協力会員」という。）又は相互援助活動を受けたい者（以下「依頼会員」という）であって、次条の手続きにより会員として登録された者とする。

　２　　会員は相互援助活動により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、退会後も同様とする。

（登録）

第６条　会員の登録を希望する者は、入会申込書を提出し、指定された講習会を受講しなければならない。

　２　　市長は、前項の講習会を受講したものを会員として登録し、神戸市ファミリー・サポート・センター会員証（以下「会員証」という。）を発行する。

（補償）

第７条　相互援助活動中に会員又は会員の子どもが傷害などを被った場合の補償については、事業運営主体が加入するファミリー・サポート・センター補償保険の範囲内とする。

（退会）

第８条　会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届けなければならない。

　２　　会員は、大会に際して、第５条により発行された会員証を返還するものとする。

（相互援助活動の内容）

第９条　相互援助活動の内容は、育児の援助を必要とする０歳から小学6年生までの児童に対する次の各号に掲げるものとする。但し、市長が認めるときはこの限りでない。

1. 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること。
2. 保育施設の保育終了後子どもを預かること。
3. 保育施設までの送迎を行うこと。
4. 保護者が一時的に子どもの保育ができないとき子どもを預かること。
5. 学校の放課後又は学童保育の終了後、子どもを預かること。
6. 学校の夏休みなどに子どもを預かること。
7. 保護者等の病気や急用などの場合に子どもを預かること。
8. 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
9. 買い物等外出の際、子どもを預かること。
10. その他会員の仕事と育児の両立支援及び児童の福祉の向上のための必要な援助。

　２　　子どもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定すること。

３　　相互援助活動は、原則として子どもの宿泊は行わないこととする。

　４　　預かる子どもの人数は、援助を行う会員１人につき、原則として１人とする。なお、やむを得ず、複数の子どもを預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分に配慮すること。

（相互援助活動の実施方法）

第１０条　依頼会員は、援助を必要とする場合は、アドバイザーに対して援助依頼の申込みをするものとする。

　　２　　前項の申込みを受けた場合、アドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認のうえ、申込内容にふさわしいと認められる協力会員を調整し、当該依頼会員に紹介する。

　３　　前項の規定により紹介を受けた依頼会員は、当該協力会員と申込みに係る援助の内容等について事前に十分な協議を行い、援助の実施を相互に決定する。

　４　　依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を要求してはならない。

　５　　協力会員は、援助実施後、援助活動の記録を記入し、依頼者の確認

印を受けなければならない。

　　６　　協力会員へ、前項の活動記録を１月ごとにアドバイザーに提出するものとする。

（報酬）

第１１条　依頼会員は協力会員に対し、援助終了後別に定める報酬を支払うものとする。

（委託）

第１２条　市長は、事業を法人格を有する団体に委託できるものとする。

（補足）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

　　　　この要綱は、平成１３年７月２日から施行する。

付　則

　　　　この要綱は、平成１５年１１月１日から施行する。

付　則

　　　　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則

　　　　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

神戸市ファミリー・サポート・センターの報酬等に関する基準

「神戸市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱」第１０条に規定する報酬及び交通費などの基準を次のように定める。

１． 報酬の基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一 般 援 助 活 動 | 基本活動日（月曜日～金曜日）の  基本活動時間（午前７時～午後７時） | １時間当たり  ７００円 |
| ・上記以外の曜日、時間  （早朝・夜間及び土曜・日曜・祝日）  ・年末年始（１２月２９日～１月３日） | １時間当たり  ８００円 |
| 預かる子どもが病気回復期の場合 | | １時間当たり  ８００円 |

注１　最初の１時間までは、それに満たない場合でも１時間とみなす。

注２　１時間を超える場合は、その超える時間が３０分以内のときは半額とし、

３０分を超え１時間までのときは１時間分の報酬とする。

注３　同一世帯に属する複数の子どもを預ける場合は、２人目から半額とする。

注４　援助活動を取り消した場合のキャンセル料は、次のとおりとする。

　　・前日までの取り消し‐‐‐無料

　　・当日の取り消し‐‐‐依頼時間が１時間以下の時３５０円

　　　　　　　　　　　　　　 １時間３０分以下の時５２５円

　　　　　　　　　　　　　　　　１時間３１分以上の時７００円

　依頼日が８００円の日時でも、子どもが２人以上でも同様とする。

・無断取り消し‐‐‐全額

2.　交通費の基準

　　交通費、食事（ミルク）・おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を負担する。